

川西市障害者成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川西市地域生活支援事業実施要規則(令和2年川西市規則第43号。以下「実施規則」という。)第2条第1項第4号の規定により、川西市障害者成年後見制度利用支援事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援の内容)

第2条 市長は、事業として、次に掲げる支援を行う。

- (1) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき市長が行う後見、保佐又は補助(以下「後見等」という。)開始の審判の請求(以下「審判請求」という。)
- (2) 審判請求に要した費用(以下「審判請求費用」という。)の助成
- (3) 成年後見人、保佐人又は補助人(以下「成年後見人等」という。)の業務に対する報酬に係る助成

(市長による審判請求の対象者)

第3条 市長は、次の各号のすべてに該当する者(以下「対象者」という。)につき、配偶者若しくは2親等内の親族がいない場合又はこれらの親族があっても、民法(明治29年法律第89号)に規定する後見開始の審判、保佐開始の審判又は補助開始の審判の請求(以下「後見開始等審判請求」という。)を行う見込みがない場合で、市長がその者の保護のために審判の請求を行うことが必要と認めるときに市長による審判請求を行うものとする。ただし、対象者の3親等又は4親等の親族であって後見開始等審判請求をしようとする者の存在が明らかであるときは、この限りでない。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されている障害者
- イ 本市が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第1項の規定による介護給付費等の支給決定(以下「支給決定」という。)を行った特定施設入所障害者(同法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者をいう。以下同じ。)
- ウ その他市長が審判の請求を行うことが必要と認める者

(2) 知的障害者福祉法にいう知的障害者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法

律第5条に規定する精神障害者

(3) 事理を弁識する能力が十分でない者

2 前項の規定にかかわらず、本市以外の市町村が支給決定を行った特定施設入所障害者については、市長による審判請求を行わない。

3 第一項ただし書きの場合であっても、当該親族による対象者に対する虐待の事実等、対象者の福祉を図るために市長が審判請求をするべき事情があると判断したときは、市長による審判請求を行うものとする。

(審判請求の判断基準)

第4条 市長が審判請求を行う必要性を判断するに当たっては、次に掲げる事項を総合的に勘案して決定するものとする。

(1) 対象者の事理を弁識する能力

(2) 対象者の健康状態、生活状況及び資産の状況

(3) 対象者に対する後見等の必要性に関する医師の診断

(4) 対象者に対する各種施策及びサービスの利用並びにこれらに付随する財産の管理など日常生活における支援の必要性

(5) 対象者の配偶者及び二親等内の親族(以下「親族等」という。)の存否、当該親族等による対象者の保護の可能性及び当該親族等が審判請求を行う意思の有無並びに対象者と当該親族等との関係及び虐待の事実等市長が当該親族に代わって審判請求すべき事情の有無

(6) その他市長が確認を必要とする事項

(市長による審判請求費用の負担)

第5条 市長は、市長による審判請求により成年後見人等が選任された場合は、成年後見人等を通じ、対象者に対し当該市長による審判請求費用を請求するものとする。ただし、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者である者

(2) 市長による審判請求費用を負担することで、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者となる者

(3) 助成申請時に現金及び預貯金が50万円未満の者(報酬の全部又は一部を負担することによって現金及び預貯金が50万円未満となる者又は活用できる資産がない者を含む。)

(4) 前 3 号に掲げる者のほか市長が必要と認めるもの

2 審判請求費用に対する助成は、収入印紙代、登記印紙代、郵便切手代、診断書料、鑑定料とする。

(後見人等の報酬の助成)

第 6 条 市長は、成年後見人等が選任された対象者(以下「被後見人等」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該被後見人等に対して成年後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものとする。ただし、成年後見人等が被後見人等の 6 親等内の血族、配偶者又は 3 親等内の姻族である場合については、この限りでない。

(1) 生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者である者

(2) 成年後見人等の報酬の費用を負担することで、生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者となる者

(3) 助成申請時に現金及び預貯金が 5 0 万円未満の者(報酬の全部又は一部を負担することによって現金及び預貯金が 5 0 万円未満となる者又は活用できる資産がない者を含む。)

(4) 前 3 号に掲げる者のほか市長が必要と認めるもの

2 成年後見人等の業務に対する報酬に係る助成は、家庭裁判所が決定する金額及び期間のうち、原則報酬付与の審判があった日の 1 3 月前の応当日から報酬付与の審判に係る事務の期間の末日までの期間とし、対象者が在宅の場合にあっては月額 2 8 , 0 0 0 円、施設入所又は入院の場合にあっては月額 1 8 , 0 0 0 円を上限とする。ただし、成年後見人等が対象者の配偶者、直系血族、または兄弟姉妹であるときは、業務に対する報酬に係る助成は行わないものとする。

(助成金の申請)

第 7 条 助成金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、障害者成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書(様式第 1 号)に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 前項にかかる助成の申請は、審判確定日から起算して 3 カ月以内に行わなければならない。

(助成金の支給決定及び通知)

第 8 条 市長は、上記の申請があったときは、その内容を審査し、速やかに助成の可否を決定し、障害者成年後見制度利用支援事業助成金支給決定(却下)通知書(様式第 2 号)により、申請者に通知するものとする。

(請求書等の提出)

第9条 助成金の支給決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、障害者成年後見制度利用支援事業助成金請求書(様式第3号)により、市長に請求するものとする。

(利用者への負担請求)

第10条 市長は、審判請求に関して市が負担した費用について、対象者又は親族等が負担すべきものと判断したときは、民法第702条第1項の規定に基づく事務管理の有益費用として、当該費用を成年後見人等を通じて対象者に対して請求するものとする。

(変更の届出)

第11条 成年後見人等の業務に対する報酬に係る利用者は、次の各号のいずれかに該当するときには、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。

(1) 住所又は氏名を変更したとき。

(2) 対象者の資産状況又は生活状況に変化があったとき。

(助成の中止等)

第12条 市長は、前条第2号若しくは対象者又は利用者の死亡等により助成の理由が消滅し、又は助成の理由に著しい変更があると認めるときは、当該助成を中止し、又は助成額を変更することができる。

(助成金の返還)

第13条 市長は、利用者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の支給を受けたときは、すでに支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、令和2年10月1日以降に行われた事業に基づく利用者負担額及び事業の実施にかかる費用の支払について適用し、この要綱の施行前に、川西市地域支援事業実施要綱(平成18年川西市告示第300号)の規定により行われた事業に基づく支払については、なお従前の例による。